平成２２年（フ）第３３８号
福島県二本松市木幡字神之前27番地１
債務者　荻野　エミ
１　決定年月日時　平成22年11月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
福島地方裁判所

平成２２年（フ）第３４３号
福島市丸子字富塚56番地の１　中村アパート３号
債務者　松本　隆秀
１　決定年月日時　平成22年11月30日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
福島地方裁判所

平成２２年（フ）第３４４号
福島市丸子字富塚56番地の１　中村アパート３号
債務者　松本嘉代子
１　決定年月日時　平成22年11月30日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
福島地方裁判所

平成２２年（フ）第７３号
福島県南相馬市原町区馬場字本堂169番地の５
債務者　菅野　直子
１　決定年月日時　平成22年11月30日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
福島地方裁判所相馬支部

平成２２年（フ）第３１３号
福井県あわら市沢第16号38番地１
債務者　加藤　好美
１　決定年月日時　平成22年11月30日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３１４号
福井市八重巻町第30号21番地
債務者　廣瀬　良一
１　決定年月日時　平成22年11月30日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３７１号
福井市加茂河原３丁目７番16号　ホウライソウ１号室
債務者　藤田　直也
１　決定年月日時　平成22年11月30日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４３８号
福井市豊島１丁目７番５号
債務者　川端　和子
１　決定年月日時　平成22年11月30日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４７８号
山梨県笛吹市御坂町二之宮2650番地　県営団地　２―402
債務者　橋本　麻衣
１　決定年月日時　平成22年11月29日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４７９号
山梨県北杜市小淵沢町1185番地30
債務者　天野　　朗
１　決定年月日時　平成22年11月29日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４９５号
山梨県韮崎市穴山町2626番地
債務者　河西　　宏
１　決定年月日時　平成22年11月29日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４９７号
山梨県甲府市和戸町255番地
債務者　石川　正紀
１　決定年月日時　平成22年11月29日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４９９号
山梨県甲府市住吉３丁目11番３号メイプルハウス甲府101
債務者　大川　　澄
１　決定年月日時　平成22年11月29日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３１６号
長野県松本市井川城２―８―６　メゾニティ牧野Ｂ212号室、住民票上の住所長野県岡谷市湊２丁目７番20号
債務者　小口　浩市
１　決定年月日時　平成22年11月30日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２２年（フ）第３２０号
長野県松本市寿台３丁目11番Ｄ―13号
債務者　浅川　祐子（旧姓大池）
１　決定年月日時　平成22年11月30日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２２年（フ）第３４４号
長野県松本市桐３丁目５番１号
債務者　宮澤　理恵
１　決定年月日時　平成22年11月30日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
長野地方裁判所松本支部